



26年4月1日から消費税が8%になります、不特定多数の消費者に商品やサービスを販売する場合の注意点についてまとめてみました。

### 1. 表現方法で違法となるもの

消費税上昇分値引きします！

消費税8%分還元セール

増税分は勉強させていただきます

消費税率の引き上げ分をレジにて値引きします

\*「消費税」といった文言を含まない表現であっても、「増税分3%値下げ」「税率引き上げ対策、8%還元セール」、など、「増税」または「税」といった文言を用いて実質的に消費税分を値引きする等の趣旨の宣伝や広告を行うことは、禁止される表示に該当します。

消費税増税分を後でキャッシュバックします

消費税相当分の商品券を提供します

消費税相当分のお好きな商品1つを提供します

消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します

\*こういった消費税に関連して消費者に経済上のサービスを提供する旨の表示も禁止となります。

### 2. 表示方法の良い例

価格表示において原則は「総額表示」とされています。消費者に対して商品・サービスを販売する場合、あらかじめ価格を表示するときは、税込価格を表示しなければなりません。

しかし、この「総額表示義務」には特例が設けられます。それが下記に示す良い表示です。

1000円(税抜き)	1000円(税別)	1000円(本体)	1000円+税
1000円(税抜価格)	1000円(税別価格)	1000円(本体価格)	1000円+消費税

こちらの特例を用いれば個別に総額表示をせずとも、価格を表示でき、値札を張り替える負担も減ります。ただし、平成25年10月1日からこの特例が認められました。それまでは総額表示のみ認められていました。

1000円 (税込1080円)	1000円 (税込1080円)	1000円 (税込1080円)	1000円(税込1080円)
--------------------	--------------------	--------------------	----------------

個々の値札等で税抜き価格表示をする場合、例として下記のような表示方法が挙げられます。いずれも、明瞭に価格が表示されているといえます。

### 3. 表示方法の悪い例

1000円 (税込1080円)	1000円(税込1080円)	1000円(税込1080円)
税込み金額の文字が小さい	1000だけが目立つ	税込み表示が薄い色

こうした誤認を避けるための表示は、店内商品や陳列棚以外にも、チラシ、インターネット、カタログや新聞などすべての媒体で表示することが義務付けられます。

表示が分かりにくいものだと、買い物をする際、消費者は電卓を片手に買い物をしなければいけない事態になってしまうかもしれません...分かりやすい表示を事業者も考えないといけませんね。